

「古河市中小企業向け省エネ診断等促進補助金交付要綱」の改正について

<R7.4.1改正>

交付対象事業をこれまでの省エネ診断・省エネ支援のほか、
カーボンニュートラル実現に向けた各種ソフト事業にも拡大します

< 現行制度 >

省エネ診断、省エネ支援
(国の支援策)



< R7.4.1改正後 >

省エネ診断、省エネ支援
(国の支援策)



カーボンニュートラル・アクションプラン
(民間の支援策)

< 改正内容 >

カーボンニュートラル・
アクションプラン

経済産業省が公表する、金融機関や民間企業等による脱炭素化と持続的な成長を支援する取組
「カーボンニュートラル・アクションプラン登録リスト」に掲載のある取組を新たに交付対象に。

想定する対象経費
(ソフト事業)

- CO2排出量算定ツール使用料
- 排出量削減目標の設定・管理、削減施策の提案に係る費用
- 専門家による社内研修会に係る費用
- 第三者認証取得支援に係る費用 など

補助上限

1事業所につき、同一年度に各3万円まで

* 3種類（省エネ診断/省エネ支援/カーボンニュートラル・アクションプラン）× 各上限3万円＝最大9万円まで交付可能。

補助回数

1事業所につき、同一年度に各1回まで

* 通算の交付回数に制限を設けず、一度限りでなく、事業の実施状況に応じて翌年度以降も交付可能。